表 6-17 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚(生後2月未満のものを除く。)または鶏(生後30日未満のものを除く。)の飼養場(牛にあっては10頭以上、豚にあっては50頭(繁殖豚にあっては5頭)以上、鶏にあっては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。)において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設(加熱して調理するものに限る。) ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場(魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。)において用いる施設であって次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設(原料貯蔵室および化製室を含む。) ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表6-18 悪臭に係る特定施設届出状況(福井県公害防止条例)

(令和2年3月31日現在)

								/ J 1 F	<u> 2十9月91</u>	<u> </u>
施設種類	1 動物の飼 供するも	項 養の用に の	2 けいふん たは焼却 場におい もの	項 の乾燥ま を行うエ て用いる	3 死亡獣畜 おいて用	項 取扱場に いるもの	4 化製場に いるもの	項 おいて用	合	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	11	40	2	4	0	0	0	0	13	44
敦賀市	10	17	0	0	0	0	0	0	10	17
大 野 市	4	13	0	0	0	0	0	0	4	13
勝山市	4	16	0	0	0	0	0	0	4	16
あわら市	6	15	1	2	0	0	0	0	7	17
越前市	13	28	1	1	0	0	0	0	14	29
坂 井 市	27	114	0	0	0	0	0	0	27	114
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
越前町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美 浜 町	4	5	0	0	0	0	0	0	4	5
おおい町	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3
若 狭 町	6	14	0	0	0	0	0	0	6	14
合 計	90	277	5	8	0	0	0	0	95	285

(資料:環境政策課)